

平成27年度第4回平塚市国民健康保険運営協議会

次 第

日 時 平成28年1月28日(木)

午後2時～

場 所 平塚市役所本館7階 710会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 平成28年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針(案)について

(2) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正について

～低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて～

(3) その他

3 閉 会

平成28年度

平塚市国民健康保険事業運営基本方針（案）

平塚市 健康・こども部 保険年金課

もくじ

1	現 状	
(1)	国民健康保険の加入状況について	1
(2)	国民健康保険税の収納状況について	3
(3)	高齢受給者による国保財政への影響	7
2	平成28年度国民健康保険事業運営基本方針	
(1)	国民健康保険税課税事務の円滑で適正な実施	8
(2)	国民健康保険税収納率向上対策	9
(3)	被保険者資格適用の適正化	10
(4)	医療費適正化	10
(5)	保健事業の推進（特定健康診査・特定保健指導を含む）	10
3	平成28年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）の概要	12
	参 考	
	主な医療制度改正（平成18年度以降）等について	15
	～国民健康保険関係を抜粋～	

平成28年度国民健康保険事業運営基本方針

1 現 状

(1) 国民健康保険の加入状況について

近年少子高齢化の進展等による社会構造の変化と経済情勢を反映して、国民健康保険の加入者は高齢者や失業者、非正規労働者等が増えていますが、非正規労働者については、平成28年10月より短時間労働者への被用者保険の適用が拡大されることとなっています。

平成20年度の医療制度改革以降の被保険者数（年度平均）を見ると、平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度に75歳以上の約1万8千人の方が移行したため、平成20年度の被保険者数は前年度比で19.7%の大幅な減少となりました。その後リーマンショックによる経済雇用状況の悪化などにより、平成21年度は前年度比で0.89ポイント増加しましたが、平成22年度、23年度はほぼ横ばいでした。平成24年度、25年度は前年度と比べ2年続けて1,000人弱の減少、平成26年度は前年度と比べ1,895人減少し、74,326人となって、市民の28.9%が加入者になっています。

全国的にも市町村国保の被保険者数は減少傾向で、平成20年度から25年度で160万人が減少し、平成26年度は1年間で84万人が減少と平成20年度以降最も多くなっています。これは、「少子化で人口が減っている上に高齢化で後期高齢者医療制度に移る高齢者が増加していること」と、特に26年度は「景気回復で、被用者保険に移行した若年層が増えたこと」が加わった結果とみられています。

被保険者数の内訳では、退職者医療制度が平成19年度をもって廃止（65歳未満の方については平成26年度まで継続され、平成27年度以降は新たに当該制度の対象となる方はいなくなり、既に当該制度の対象となっている方は65歳になるまでとなりました。）となったため、平成20年度の一般被保険者数は前年度比で25.2ポイント増加し、退職被保険者及びその被扶養者数は前年度比で72.8ポイントの大幅な減少になりました。被保険者全体に対する構成比で見ると、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者の構成割合につきましては、平成21年度以降23年度までは大きく変わっていませんでしたが、平成24年度、25年度は一般被保険者の割合が若干増え、退職被保険者及びその被扶養者の割合が若干減っており、平成26年度はこの傾向がもう少し強くなって、一般被保険者が96.2%、退職被保険者及びその被扶養者が3.8%になっています。

国保加入世帯数では、平成20年度は前述の医療制度改革により前年度比で16.1ポイントの大幅な減少となりました。その後平成22、23年度は前年度比で微増しましたが、平成24年度は前年度と比べ213世帯の減少、平成25年度も前年度と比べ98世帯の減少となり、平成26年度は前年度と比べ460世帯の減少となって、43,306世帯となっています。

次に、本市国民健康保険の介護保険第2号被保険者数は、介護保険が始まった平成12年度以降は毎年度2ポイント程度増加していましたが、平成16年度をピークに平成17年度からは減少傾向に転じていました。前述のリーマンショックによる経済雇用状況の悪化が反映し、平成21年度の対象者は27,756人となって下げ止まり、平成22、23年度の対象者は微増となりました。しかし、平成24年度は前年度と比べ720人の減少、平成25年度は前年度と比べ1,052人の減少、平成26年度は前年度と比べ1,524人の減少となり、対象者数は25,036人で、国保被保険者に占める割合は33.7%になりました。

国保事業の状況

(1) 国保被保険者数(年度平均)

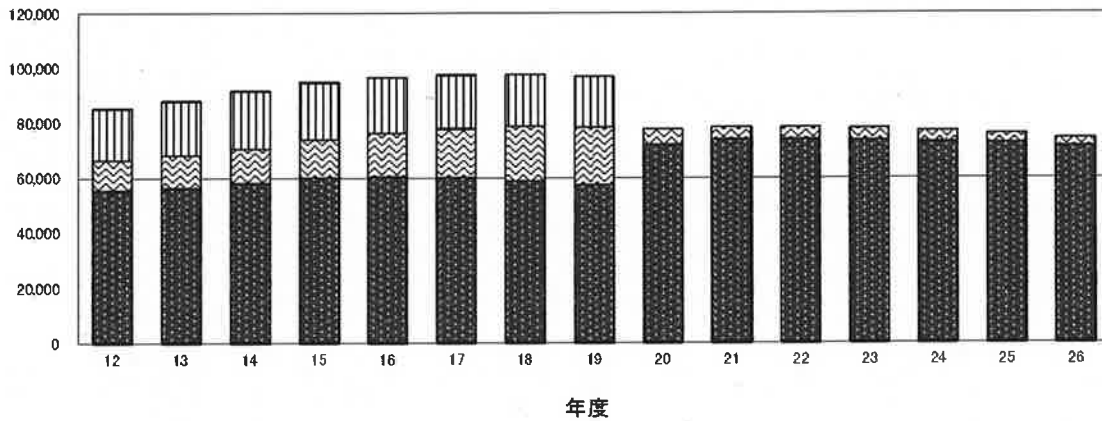
3-2ベース

区分 年度	人口 人	世帯数		被保険者数		内訳					
		世帯	%	人	%	一般		退職		老人	
12	252,578	43,355	45.9	85,408	33.8	55,582	65.1	11,228	13.1	18,598	21.8
13	252,982	45,098	47.0	88,138	34.8	56,396	64.0	11,875	13.5	19,867	22.5
14	253,208	47,129	48.8	91,803	36.3	58,194	63.4	12,628	13.8	20,981	22.9
15	254,228	48,863	49.5	94,896	37.3	60,395	63.6	13,767	14.5	20,734	21.8
16	255,182	50,163	50.1	96,805	37.9	60,665	62.7	15,885	16.4	20,255	20.9
17	256,304	51,131	50.1	97,576	38.1	60,343	61.8	17,657	18.1	19,576	20.1
18	257,234	51,985	50.3	97,726	38.0	58,827	60.2	19,981	20.4	18,918	19.4
19	257,303	52,178	49.9	96,895	37.7	57,595	59.4	20,910	21.6	18,390	19.0
20	262,333	43,784	40.1	77,811	29.7	72,132	92.7	5,679	7.3	---	---
21	262,050	43,693	39.7	78,500	30.0	74,112	94.4	4,388	5.6	---	---
22	261,829	43,992	39.7	78,497	30.0	74,027	94.3	4,470	5.7	---	---
23	261,094	44,077	39.6	78,188	29.9	73,723	94.3	4,465	5.7	---	---
24	259,640	43,864	39.8	77,198	29.7	73,236	94.9	3,962	5.1	---	---
25	258,262	43,766	39.5	76,221	29.5	72,691	95.4	3,530	4.6	---	---
26	257,535	43,306	38.8	74,326	28.9	71,494	96.2	2,832	3.8	---	---

人口は行政概要による年度末のもの。
加入世帯数、被保険者数は国民健康保険事業状況報告書(事業年報) A表による。

被保険者数の推移

■一般 □退職 □老人



介護保険第2号被保険者数(年度平均)

年度	対象者 人	人口比 %	被保険者比 %
12	28,610	11.3	33.5
13	28,953	11.4	32.8
14	29,734	11.7	32.4
15	30,410	12.0	32.0
16	30,914	12.1	31.9
17	30,776	12.0	31.5
18	29,962	11.6	30.7
19	28,850	11.2	29.8
20	27,900	10.6	35.9
21	27,756	10.6	35.4
22	28,028	10.7	35.7
23	28,332	10.9	36.7
24	27,612	10.6	35.8
25	26,560	10.3	34.8
26	25,036	9.7	33.7

介護保険第2号被保険者数は
事業年報による年度平均。

(2) 国民健康保険税の収納状況について

保険税収納率向上対策として、年間を通じた収納実績や徴収嘱託員、口座振替、コンビニ収納、短期証の更新状況、督促・催告状発送状況、滞納処分状況等を踏まえて、随時評価分析を行っています。

平成27年度は正規職員の窓口負担を軽減し、収納事務に注力できるよう、嘱託員の配置を見直し、訪問徴収嘱託員を1名減らし、納付窓口業務嘱託員を1名配置しました。また、短期被保険者証（通称：短期証）期限を4か月から6か月に見直し、収納事務を効率化したことによりきめ細かい納付相談・納付指導ができるようになったことや、催告状の文面に滞納処分を行う旨を追加したり、催告状の効果を高めるため色紙としたことなどにより滞納の減少に努めています。特に現年課税分の滞納者に対しては、早期に納付指導を行い、一括納付が難しい場合には、分割納付を指導しています。また、支払能力がありながら納付相談や納付指導等に応じない世帯には、被保険者資格証明書（通称：資格書、平成27年12月末現在で35世帯、36人）を交付しています。ただし、以前から18歳以下の子どもがいる世帯には資格書の交付はしていませんでしたが、平成22年7月から18歳以下の子どもには短期証の交付もしないこととし、通常の被保険者証を交付しています。さらに預貯金や生命保険等の財産調査も行き、交付要求や差押えなどの滞納処分についても重点的に実施しています。

現年課税分収納率については、前回税率改定を行った平成23年度は前年度比で0.16ポイント減少し、88.8%となりましたが、平成24年度は前年度比で0.20ポイント増加し、89.0%となり、一旦上がりました。その後、平成25年度は前年度比で0.28ポイント減少の88.72%、平成26年度は前年度比で0.05ポイント減少の88.67%に下がってしまいました。平成26年度の県内19市平均は91.42%で、本市は上位から16番目でした。

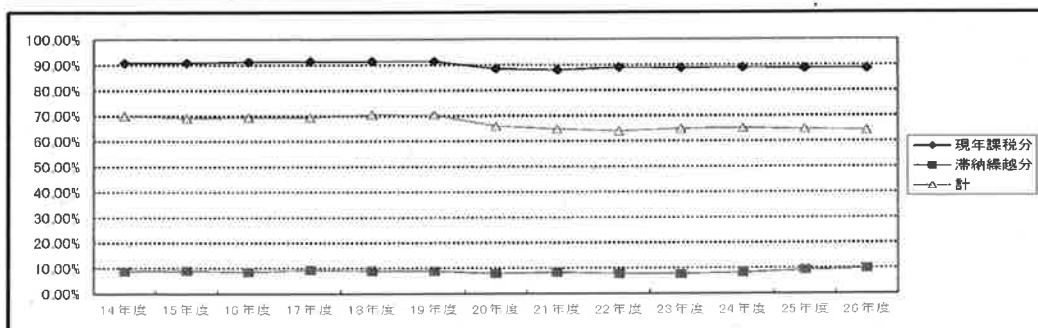
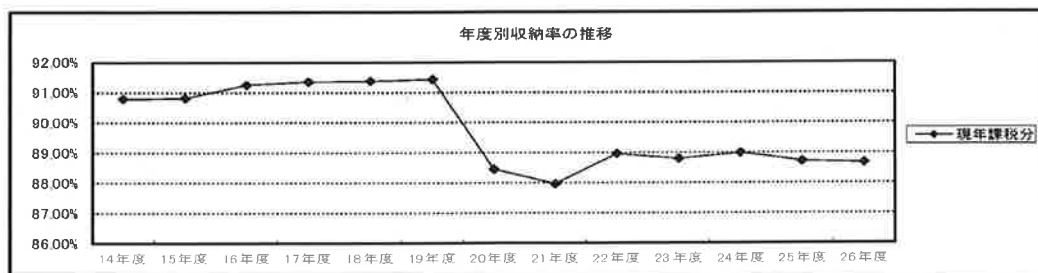
滞納繰越分を含めた全収納率は、前回税率改定を行った平成23年度は前年度比で0.94ポイント増加の64.88%、平成24年度は前年度比で0.30ポイント増加の65.18%となりましたが、平成25年度は前年度比で0.52ポイント減少の64.66%、平成26年度は前年度比で0.34ポイント減少の64.32%に下がってしまいました。

ア 年度別収納率の推移

国民健康保険税 年度別収納率の推移

区 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
現年課税分	90.79%	90.82%	91.26%	91.36%	91.38%	91.44%	88.45%	87.97%	88.96%	88.80%	89.00%	88.72%	88.67%
滞納繰越分	8.87%	9.05%	8.57%	9.28%	8.94%	8.85%	7.86%	8.35%	7.81%	7.73%	8.20%	9.21%	9.87%
計	70.03%	69.15%	69.40%	69.40%	70.54%	70.44%	65.94%	64.79%	63.94%	64.88%	65.18%	64.66%	64.32%

※この表の「収納率」は還付未済額を収入済額から除いて算出している。



県下19市現年度収納率

区分	年度	16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26	
		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
	1 横浜市	87.93%	17	88.76%	16	89.07%	15	89.38%	13	87.31%	14	87.34%	11	87.50%	12	88.87%	10	89.91%	8	91.50%	5	92.51%	4
	2 川崎市	87.79%	18	88.55%	17	88.48%	17	88.79%	16	85.03%	19	85.49%	16	87.26%	13	88.29%	13	90.02%	6	91.53%	4	92.96%	3
	3 横須賀市	91.32%	6	91.72%	5	91.39%	6	91.48%	5	88.56%	6	88.64%	4	88.55%	8	89.84%	6	89.92%	7	90.31%	8	90.24%	10
税	4 平塚市	91.26%	7	91.36%	7	91.38%	7	91.44%	6	88.45%	7	87.97%	6	88.96%	5	88.80%	11	89.00%	12	88.72%	15	88.67%	16
	5 鎌倉市	94.70%	1	94.32%	1	94.45%	1	94.07%	2	91.30%	2	90.98%	2	91.28%	2	92.10%	2	91.92%	2	92.91%	2	93.29%	2
	6 藤沢市	89.40%	13	88.99%	14	89.17%	14	88.94%	14	86.38%	15	85.74%	15	87.61%	11	88.70%	12	89.09%	11	90.19%	9	90.71%	8
	7 小田原市	89.89%	10	90.49%	8	90.43%	9	90.59%	9	87.82%	10	86.35%	12	85.25%	18	85.34%	19	86.63%	17	88.93%	13	89.69%	13
	8 茅ヶ崎市	92.79%	3	92.51%	3	92.67%	3	92.76%	3	89.84%	3	88.66%	3	88.87%	6	89.93%	5	90.79%	5	91.17%	6	91.78%	6
	9 逗子市	93.82%	2	94.01%	2	94.35%	2	95.31%	1	93.80%	1	92.52%	1	92.89%	1	94.13%	1	93.52%	1	93.81%	1	93.63%	1
税	10 相模原市	88.57%	15	90.20%	10	90.27%	11	90.11%	10	87.56%	12	86.26%	13	86.07%	16	86.23%	17	86.59%	19	87.14%	19	87.50%	19
税	11 三浦市	90.07%	9	90.08%	11	90.73%	8	90.72%	8	88.39%	8	87.90%	7	88.46%	9	89.42%	7	89.10%	10	89.72%	11	90.38%	9
税	12 秦野市	91.53%	5	92.10%	4	91.84%	4	90.94%	7	89.23%	4	88.42%	5	89.50%	3	90.35%	3	90.85%	4	91.17%	6	91.24%	7
	13 厚木市	88.06%	16	87.05%	19	87.17%	19	87.65%	19	85.76%	17	84.92%	18	87.01%	14	87.55%	14	87.73%	14	88.89%	14	89.51%	14
税	14 大和市	88.84%	14	88.78%	15	88.70%	16	88.33%	17	85.99%	16	85.05%	17	85.82%	17	86.42%	16	86.88%	16	87.44%	17	88.37%	18
税	15 伊勢原市	90.42%	8	90.38%	9	89.54%	12	88.81%	15	88.23%	9	87.87%	8	89.42%	4	90.04%	4	89.72%	9	89.77%	10	90.20%	11
税	16 海老名市	89.88%	11	89.86%	12	90.30%	10	89.95%	11	87.76%	11	87.54%	10	88.73%	7	88.92%	9	88.43%	13	89.68%	12	89.98%	12
税	17 座間市	87.50%	19	87.51%	18	87.62%	18	87.85%	18	85.17%	18	84.10%	19	84.88%	19	85.99%	18	86.94%	15	87.24%	18	88.39%	17
税	18 南足柄市	91.57%	4	91.71%	6	91.79%	5	91.68%	4	88.92%	5	87.82%	9	86.54%	15	86.60%	15	86.63%	17	87.80%	16	89.44%	15
税	19 綾瀬市	89.52%	12	89.49%	13	89.29%	13	89.55%	12	87.50%	13	86.18%	14	87.79%	10	89.22%	8	91.30%	3	92.45%	3	92.45%	5
	19市平均	88.92%		89.47%		89.61%		89.75%		87.18%		86.90%		87.51%		88.52%		89.39%		90.60%		91.42%	

※税 10市(南足柄市は平成26年度に料から税へ変更となった。)

神奈川県国保指導G作成資料から

平塚市26年度(還付未済を含まず)

現年度収納率 88.67%(△0.05ポイント)

過年度収納率 9.87%(0.66ポイント)

全体の収納率 64.32%(△0.34ポイント)

(税-決算概要-26決算-県下現年度分収納率)

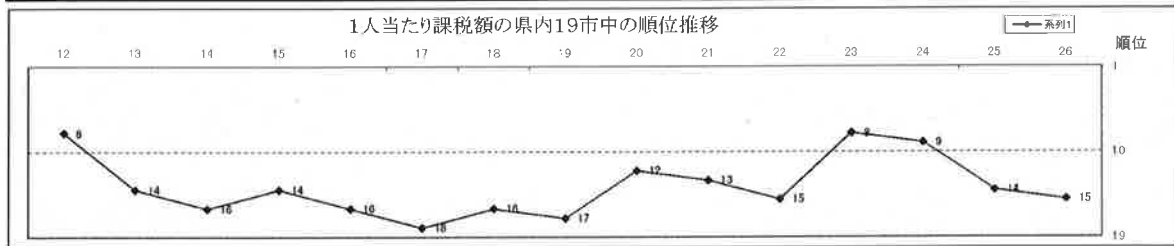
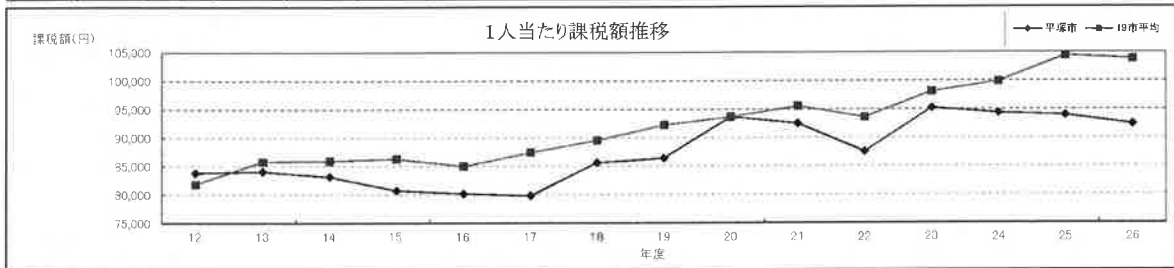
ウ 保険税（料）1人当たり及び1世帯当たり現年度分課税額（調定額）年度別推移

1人当たりの調定額は、基本的に19市の平均よりも下に位置しています。前回税率改定を行った平成23年度は県内19市中8位に上がり、19市の平均との差は小さくなりました。その後、平成24年度は9位、平成25年度は14位、平成26年度は15位に下がり、19市の平均との差は広がっています。また、1世帯当たりの調定額は、平成23年度は19市の平均以上となり、7位に上がりましたが、その後は19市の平均を下回り、平成24年度は9位、平成25年度は13位、平成26年度は15位に下がり、19市の平均との差は広がっています。

●国民健康保険税 1人当たり及び1世帯当たり課税額（調定額）推移

○1人当たり課税額の推移（現年度分）

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	備考
平塚市	83,846	84,077	83,142	80,743	80,161	79,799	85,650	86,396	93,658	92,493	87,547	95,204	91,331	93,938	92,368	
19市平均	81,850	85,804	85,938	86,280	85,018	87,425	89,557	92,260	93,643	95,526	93,584	98,101	99,902	104,410	103,903	
順位	8	14	16	14	16	18	16	17	12	13	15	8	9	14	15	



※ 神奈川県医療保険課国保指導G作成資料により作成。
※ 順位は課税額の高額順による。

保険税（料）1人当たり現年度分年度推移（現年度分）

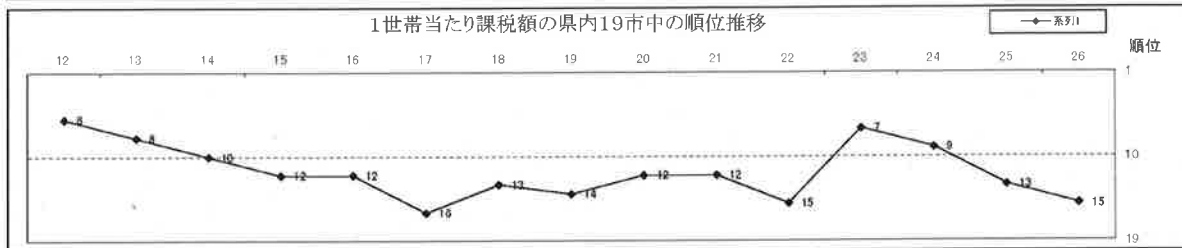
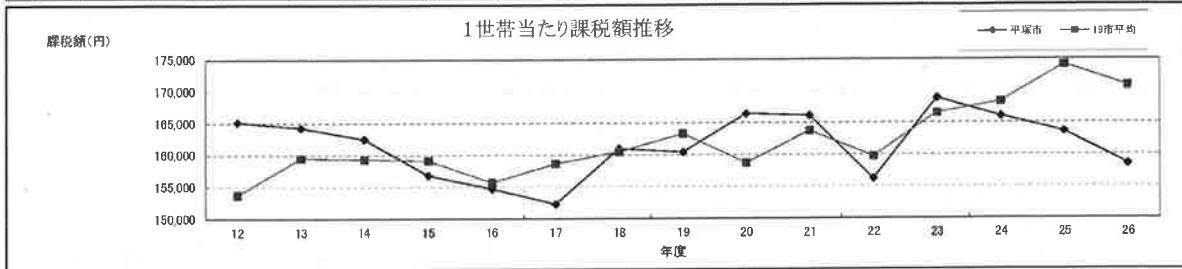
保険者名	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度											
	調定額(円)	順位	調定額(円)	順位	調定額(円)	順位	調定額(円)	順位	調定額(円)	順位	調定額(円)	順位	調定額(円)	順位	調定額(円)	順位	調定額(円)	順位	調定額(円)	順位										
横濱市	87,213	8	88,269	12	91,260	12	105,153	88,200	17	96,813	12	105,164	93,433	7	106,731	102,749	13	109,973	107,353	2	104,484	113,194	1	105,444	110,631	2	97,744			
川崎市	91,772	3	91,865	7	106,105	95,336	6	103,784	101,553	3	106,324	105,552	3	101,974	98,303	4	94,931	102,718	4	104,493	102,133	4	99,431	105,843	3	103,643	106,822	4	100,925	
千葉市	82,765	14	98,500	88,410	10	106,824	80,722	14	101,454	90,234	15	100,573	89,347	16	99,024	85,130	17	95,204	84,608	17	99,204	85,804	17	99,003	93,919	15	112,674	96,115	12	103,344
甲府市	70,799	18	99,305	85,650	16	107,334	88,396	17	100,875	93,658	12	108,414	92,493	13	88,764	97,517	15	94,654	95,204	8	108,754	91,331	9	99,084	93,938	14	99,584	92,368	16	88,334
鎌倉市	82,576	16	101,485	88,741	11	106,304	91,337	11	105,614	91,670	16	103,434	94,728	9	100,084	91,351	4	98,304	98,169	6	101,194	97,138	7	98,914	98,130	9	101,084	100,131	7	101,994
藤沢市	89,212	5	112,944	97,540	2	109,354	94,319	3	100,694	103,884	1	105,714	105,674	2	101,724	93,303	1	95,744	96,528	5	99,884	98,580	5	99,354	102,180	5	103,954	107,511	3	103,244
小田原市	96,162	1	102,705	96,530	3	100,384	95,735	3	99,244	100,889	4	105,324	102,168	8	101,374	104,333	2	102,614	105,250	2	100,404	103,924	3	98,744	105,381	4	101,464	102,409	6	97,184
茅ヶ崎市	87,604	6	102,574	89,996	9	101,534	90,313	13	101,484	91,094	14	106,854	92,268	14	101,204	92,352	6	100,744	91,600	12	98,504	96,634	8	105,514	100,793	7	104,304	104,171	5	103,364
足利市	55,580	19	100,024	85,611	17	102,434	87,460	16	102,164	95,207	19	97,424	87,582	18	102,414	84,135	11	96,414	82,964	19	98,524	93,152	18	99,094	84,123	18	102,464	98,059	10	116,874
相模原市	85,464	9	100,414	85,853	13	100,484	92,415	9	101,644	98,893	9	103,704	94,965	8	99,034	92,281	10	95,284	91,618	11	99,284	91,001	14	99,334	95,017	12	104,414	93,796	14	98,714
三浦市	78,939	17	97,564	80,034	19	101,334	85,119	19	102,784	88,569	16	107,044	88,387	17	100,024	83,671	14	101,824	91,670	10	102,234	98,311	13	98,614	96,735	10	103,934	98,955	8	102,314
鎌野市	82,569	17	103,694	86,381	13	104,824	83,891	13	102,674	91,464	13	103,134	90,431	13	98,874	90,918	11	98,544	90,337	13	100,354	89,175	15	98,714	89,308	17	106,154	90,679	13	104,764
厚木市	95,867	2	108,274	95,716	4	99,344	97,154	3	102,134	100,489	5	102,814	93,632	10	83,194	93,310	11	96,674	88,219	10	98,884	93,989	11	103,884	95,335	11	103,064	97,937	12	101,664
大和市	81,608	7	99,164	91,676	8	104,884	92,378	9	100,664	103,344	11	111,384	102,320	4	99,314	97,216	9	94,824	96,209	7	99,274	98,175	6	103,734	98,384	8	106,184	97,910	11	93,004
伊勢原市	85,464	9	99,434	102,420	1	119,544	105,574	1	101,134	96,888	7	93,514	97,782	6	100,924	92,743	9	94,554	92,565	9	100,234	92,550	12	99,684	101,615	8	109,834	99,677	6	98,284
綾野市	85,389	12	102,114	94,185	5	110,304	95,284	4	101,124	96,438	8	101,534	95,782	7	99,324	90,293	11	94,274	88,954	14	99,674	93,941	10	104,394	94,132	13	100,584	91,951	16	97,634
巨摩市	82,652	15	90,334	84,341	18	102,044	85,312	18	101,574	86,117	18	106,244	85,830	19	99,324	79,269	19	93,484	78,022	19	98,034	77,221	19	98,084	82,482	17	106,724	81,627	19	99,414
相模原市	85,948	4	104,904	92,409	6	102,734	98,330	4	102,924	99,974	6	104,114	106,612	1	106,844	114,874	1	107,364	118,722	1	103,534	120,041	1	101,114	114,505	1	93,044	111,671	1	97,454
綾野市	85,455	11	108,574	85,965	14	100,504	91,154	10	106,734	94,153	11	102,814	93,518	11	90,014	85,282	16	91,484	84,713	16	99,334	84,113	16	99,204	91,487	16	108,754	90,987	17	99,494
南大宮	81,425	10	102,434	89,357	12	102,444	92,360	10	102,024	93,643	10	101,304	93,526	12	102,014	93,584	12	97,874	95,161	14	104,804	99,902	14	101,914	104,410	14	104,314	103,903	14	99,524

※ 順位は、調定額の高額順による。
※ 神奈川県医療保険課国保指導G作成資料により作成。

○ 1世帯当たり課税額の推移（現年度分）

(単位：円)

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	備考
平塚市	166,174	164,317	162,503	166,812	154,695	152,286	161,012	160,439	166,445	166,175	166,214	168,883	166,016	163,598	158,532	
19市平均	153,710	159,514	159,348	159,115	155,682	158,642	160,504	163,347	158,085	163,783	159,710	166,570	168,331	174,113	170,538	
順位	6	8	10	12	12	16	13	14	12	12	15	7	9	13	15	



※ 神奈川県医療保険課国保指導G作成資料により作成。
※ 順位は課税額の高額順による。

保険税(料) 1世帯当たり課税額推移(現年度分)

年度	17年度			18年度			19年度			20年度			21年度			22年度			23年度			24年度			25年度			26年度		
	課税額 (円)	順位	前年比	課税額 (円)	順位	前年比	課税額 (円)	順位	前年比	課税額 (円)	順位	前年比	課税額 (円)	順位	前年比	課税額 (円)	順位	前年比	課税額 (円)	順位	前年比	課税額 (円)	順位	前年比	課税額 (円)	順位	前年比			
平塚市	154,323	14	106.2%	154,179	17	99.9%	157,181	17	101.9%	145,382	18	92.6%	155,098	16	106.5%	155,207	16	100.2%	170,173	6	109.4%	176,319	3	105.7%	184,136	2	104.9%	177,434	5	96.3%
川崎市	164,109	8	106.5%	162,110	12	98.7%	165,992	11	102.3%	168,861	10	101.7%	173,649	7	102.7%	163,767	9	94.3%	170,419	5	104.1%	168,389	6	98.7%	172,715	8	102.6%	171,935	8	99.5%
横浜市の平均	148,410	17	98.4%	156,606	15	105.6%	157,833	16	100.8%	153,743	16	95.5%	152,224	17	98.9%	144,740	17	94.0%	143,799	17	99.3%	141,461	17	98.3%	157,179	16	111.1%	158,929	14	101.1%
平塚市	152,286	16	99.4%	151,042	13	105.7%	160,439	14	99.6%	166,445	12	103.7%	166,175	12	99.8%	156,214	15	94.0%	168,883	7	108.1%	166,016	8	98.3%	163,598	12	96.3%	158,532	15	96.9%
鎌倉市	145,470	19	100.7%	154,228	16	106.0%	158,257	15	102.6%	154,973	18	97.9%	150,045	19	102.6%	157,444	14	98.2%	163,166	10	103.8%	160,404	13	98.3%	166,922	11	100.2%	162,426	11	100.0%
横浜市の平均	164,712	6	111.8%	178,133	4	108.1%	177,197	4	99.4%	180,040	3	101.6%	185,904	2	103.2%	170,377	3	93.2%	173,326	4	99.3%	169,953	6	98.6%	174,934	7	102.9%	181,704	3	103.8%
小田原市	181,982	2	101.5%	180,696	3	99.2%	177,058	7	97.9%	176,382	8	99.5%	181,307	9	102.6%	184,073	3	102.0%	184,350	3	99.7%	180,853	3	97.9%	181,265	3	100.2%	172,661	6	95.3%
茅ヶ崎市	163,692	9	101.7%	164,329	10	100.4%	165,488	11	100.7%	160,191	14	96.3%	164,588	13	102.7%	163,187	7	100.3%	162,274	11	98.2%	170,261	5	104.9%	173,616	6	103.1%	176,677	4	101.7%
逗子市	146,344	18	99.2%	148,525	19	101.4%	150,487	18	101.3%	143,867	19	95.4%	146,210	19	101.6%	141,042	19	96.4%	139,033	18	98.5%	136,823	18	98.4%	139,425	18	101.3%	160,894	13	115.4%
相模原市	160,092	11	100.9%	159,290	14	99.4%	169,133	8	106.2%	168,356	11	99.5%	168,160	11	99.9%	162,347	11	96.0%	160,331	13	99.4%	167,892	14	104.4%	162,883	14	103.2%	158,340	16	97.1%
三原市	161,335	7	96.3%	163,332	11	99.3%	165,289	11	101.2%	169,328	9	102.4%	171,390	9	101.3%	171,699	4	100.1%	174,142	3	101.4%	172,367	4	99.9%	180,950	4	104.8%	182,378	2	100.8%
豊野市	159,751	13	102.9%	165,485	9	103.5%	168,151	9	101.6%	162,618	13	96.7%	163,767	14	100.7%	163,560	10	99.8%	159,741	14	97.6%	156,831	15	98.1%	153,651	17	99.2%	156,161	18	100.3%
茅ヶ崎市	184,838	1	103.0%	183,021	2	99.4%	183,676	2	100.4%	191,313	1	98.7%	170,157	10	93.8%	165,756	8	96.2%	169,867	12	98.2%	165,579	10	102.9%	169,370	9	102.2%	169,702	9	100.2%
大和市	161,761	11	99.1%	167,339	8	103.4%	166,400	10	99.4%	179,326	3	107.2%	179,636	4	100.1%	168,697	5	94.0%	166,892	8	98.8%	166,329	7	100.6%	166,506	10	98.9%	163,482	10	98.1%
伊勢原市	165,605	5	98.3%	165,742	1	100.1%	159,834	3	100.6%	178,918	4	111.3%	178,388	3	99.7%	167,694	6	94.0%	166,602	9	99.3%	164,241	12	98.6%	178,315	5	108.5%	172,787	7	96.9%
海老名市	163,065	10	100.4%	177,231	5	108.6%	177,058	6	99.9%	172,570	8	97.4%	171,857	8	99.3%	160,866	12	93.6%	159,694	15	98.2%	165,000	11	103.0%	163,396	12	99.3%	157,688	17	96.3%
豆科市	162,411	13	99.6%	162,516	18	100.6%	150,158	19	98.4%	149,104	17	99.3%	149,369	19	100.1%	139,077	19	93.1%	135,116	19	97.1%	132,079	19	97.5%	139,343	19	105.5%	136,458	19	97.9%
曾根橋市	173,718	3	104.0%	176,069	6	101.3%	181,248	3	102.9%	174,259	7	96.1%	189,900	1	108.9%	216,208	1	114.6%	233,300	1	108.0%	211,261	1	94.6%	199,136	1	94.2%	190,588	1	95.6%
綾瀬市	168,139	4	107.5%	167,496	7	99.6%	177,167	5	105.7%	175,814	6	99.1%	174,989	6	99.4%	158,231	13	90.6%	156,300	16	98.7%	153,492	16	98.2%	165,141	11	107.3%	161,878	12	98.0%
市原市	158,642	10	99.9%	160,504	10	101.1%	163,347	10	101.7%	153,885	17	97.3%	163,783	10	103.2%	159,710	12	97.5%	166,570	10	100.4%	166,331	10	101.0%	174,113	10	103.4%	170,838	14	98.1%

※ 順位は課税額の高額順による。
※ 神奈川県医療保険課国保指導G作成資料により作成。

(3) 高齢受給者による国保財政への影響

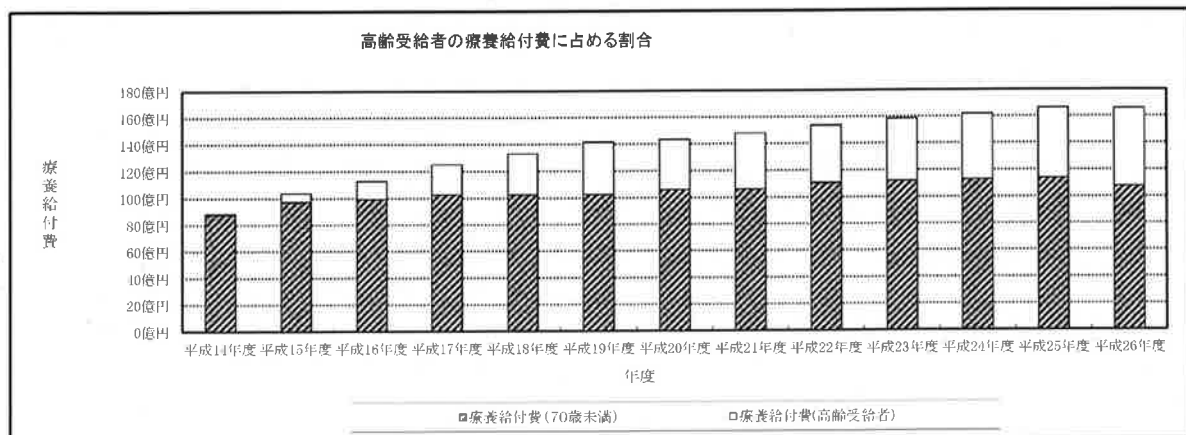
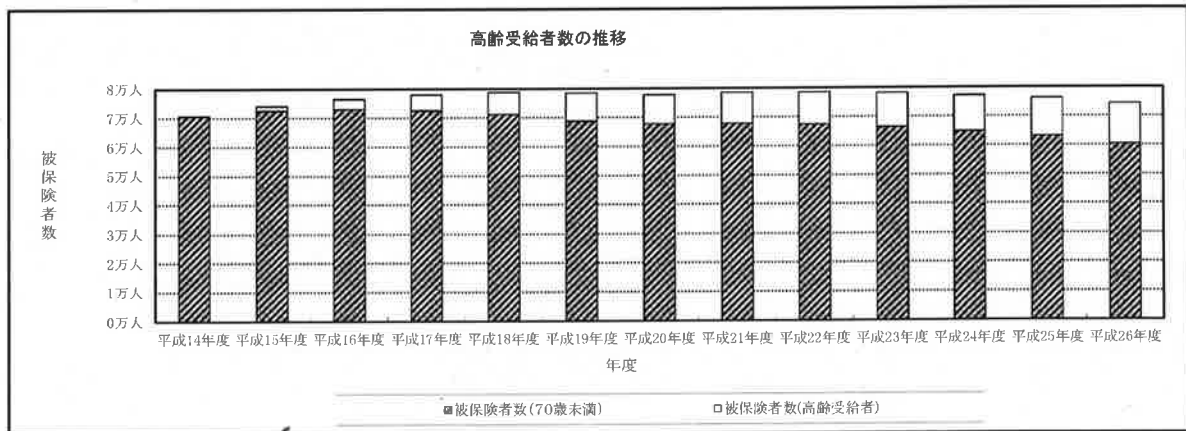
平成14年10月から老人保健制度の医療対象者年齢が、70歳から75歳（平成19年10月に経過措置が終わり75歳以上）に段階的に引上げられ、それまでは老人保健制度に移行していた70歳に到達した被保険者が高齢受給者として国民健康保険に残ることになりました。保険給付割合も原則9割ということも相まって医療費の増加傾向が続きました。

平成20年度からは、高齢受給者の給付割合が原則8割となりましたので、一時的には保険給付費は抑制されましたが、平成21年度以降は高齢受給者の増加とともに伸びています。（70歳以上の方（現役並み所得者を除く）の一部負担金は、指定公費負担医療として国が1割を負担し、高齢受給者の患者窓口負担を原則1割に据置く特例措置が平成20年度から25年度までとられていました。この2割から1割に据置かれている特例措置は、平成26年4月2日以降新たに70歳に到達された方から順次本来の2割負担となり、すでに1割に据置かれている方は75歳の誕生日の前日まで延長されることとなりました。）

ア 高齢受給者数の推移と保険給付費の伸び

●療養給付費に占める高齢受給者の割合

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
被保険者数(老健を除く) (人)	70,822	74,162	76,550	78,000	78,808	78,505	77,811	78,500	78,497	78,188	77,198	76,221	74,326
療養給付費 (千円)	8,826,368	10,371,730	11,266,802	12,508,804	13,312,764	14,162,983	14,341,489	14,793,603	15,369,768	15,867,087	16,196,358	16,635,113	16,575,191
被保険者数(70歳未満) (人)	70,674	72,516	73,086	72,543	71,230	68,865	67,843	67,813	67,507	66,515	64,909	63,203	60,439
療養給付費(70歳未満) (千円)	8,770,942	9,738,359	9,918,348	10,255,570	10,259,437	10,249,167	10,575,789	10,619,692	11,065,458	11,207,398	11,298,688	11,385,065	10,754,502
被保険者数(高齢受給者) (人)	148	1,646	3,466	5,457	7,578	9,640	9,968	10,687	10,990	11,673	12,289	13,018	13,887
療養給付費(高齢受給者) (千円)	55,426	633,371	1,348,454	2,253,234	3,053,327	3,913,816	3,765,700	4,175,911	4,304,310	4,659,689	4,897,670	5,250,048	5,820,689
構成比	(0.21%)	(2.22%)	(4.53%)	(7.00%)	(9.62%)	(12.28%)	(12.81%)	(13.61%)	(14.00%)	(14.93%)	(15.92%)	(17.09%)	(18.68%)
療養給付費(高齢受給者) 構成比	(0.63%)	(6.11%)	(11.97%)	(18.01%)	(22.94%)	(27.63%)	(26.26%)	(28.22%)	(28.01%)	(29.37%)	(30.24%)	(31.56%)	(35.12%)



2 平成28年度国民健康保険事業運営基本方針

近年の国民健康保険事業特別会計の財政状況を見ますと、歳出では、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより年々伸びていた保険給付費が、平成26年度は一旦減少したものの、平成27年度は再び増加に転じています。一方、歳入では、保険税収入が、被保険者数の減少などにより年々減少しています。

このような状況の下、財源の不足分を一般会計からの法定外繰入金である「その他一般会計繰入金」で補填していますが、平成27年度以降はさらに「その他一般会計繰入金」を増やさなければならないと見込まれます。

こうした中、平成30年度からの国民健康保険制度改革により、都道府県が、国民健康保険の財政運営の責任主体となり、財政赤字の改善と将来的な保険税（料）負担の平準化を進めることとなりました。

これらを踏まえ、「その他一般会計繰入金」をこれ以上増やすことなく、今後も見込まれる保険給付費の増加に対応するため、平成28年度に保険税率の引き上げ改定を実施することが必要であると判断しました。

また、被保険者へは、パンフレット、「広報ひらつか」、ホームページ、FM湘南ナパサの「健康福祉ふれあい広場」等を通じて広報し、国民健康保険事業の運営に当たって理解と協力が得られるように、国民健康保険制度と本市国民健康保険財政の現状について周知に努めて参ります。

(1) 国民健康保険税課税事務の円滑で適正な実施

平成30年度からの国民健康保険税度改革に当たり、平成28年度及び平成29年度の「その他一般会計繰入金」が、前回税率改定した平成23年度から平成27年度までの平均額程度となるようにする国民健康保険税率の改正案を平成28年3月議会に上程します。成立後は、円滑な実施に向け、電算システムへの反映と検証を行い、また、被保険者の理解と協力が得られるように周知に努めます。

○改正内容（税率と賦課割合の見直し）

平成29年度までの本市国民健康保険の財政安定化を図るために、平成28年度に国民健康保険税の全体の調定額が約4億円、率で7.03%増となるよう税率改定を行います。この結果、国、県などからの負担金、補助金などの算定が変わり、「その他一般会計繰入金」の当初予算見込額を約4億3千万円減額できる試算となりました。

【改定に当たっての基本的な考え方】

今回の改定では、応能割（所得割額）と応益割（被保険者均等割額・世帯別平等割額）の比率を地方税法で定める50対50の法定比率を維持することとした上で、次の基本的な考え方により行います。

- ・基礎課税額と介護納付金課税額については、全体の税額を引き上げます。
- ・後期高齢者支援金等課税額については、税率を据え置いたとしても所要額に不足は見込まれないことから、全体の税額の引き上げは行わず、法定比率と現行比率との乖離を縮小するための見直しのみを行うこととします。

(税率)

●基礎課税額

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現行	5.85%	25,200円	24,800円
改定後	6.39%	27,120円	24,240円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

●後期高齢者支援金等課税額

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現行	1.30%	6,000円	5,400円
改定後	1.33%	5,880円	5,160円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

●介護納付金課税額

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現行	1.44%	7,200円	6,600円
改定後	1.70%	9,360円	6,120円

(2) 国民健康保険税収納率向上対策

(目標：現年、滞納繰越分合計の収納率を前年度の平成27年度比 +0.2ポイントとする)

- ・納付環境の円滑な運用の整備（導入済のもの）
 - ◇当初納税通知書をコンビニ対応納付書に
 - ◇納付書付き督促状（平成21年12月から実施）
 - ◇普通徴収の納期ごとの分割金額の端数処理を千円未満から百円未満とし、最初の納期とその後の納期の納付金額を平準化（平成22年度）
 - ◇年金からの特別徴収を実施（平成22年10月から実施）
 - ◇収納実務経験者を1名配置
(現在の1名配置については、平成26年10月までの2名配置に戻すことを検討中)
- ・財産調査を含む高額滞納者に対する滞納処分の強化
- ・口座振替の勧奨、特に新規加入世帯への勧奨
- ・短期証期限の見直し（4か月から6か月）による収納事務の効率化
- ・嘱託員等の配置の見直し
(訪問徴収嘱託員を3名減らすことにより、納付窓口業務嘱託員を1名追加（合計2名）するほか、資格窓口業務嘱託員を新たに1名配置し、収納班の正規職員を1名増員（資格班の正規職員は1名減）する。さらに県税OB等1名を配置する方向で検討)
- ・納税課との情報連携により執行停止等の事務の効率化
- ・早期滞納者に対し、電話催促や戸別訪問による納付指導
- ・資格書及び短期証交付世帯における接触機会の確保と納付指導
- ・居所不明調査に基づく執行停止の計画的実施及び徴収見込みのない世帯の執行停止
- ・休日開庁（月例）を利用した納付及び納付相談の実施

- ・定期的な休日臨戸訪問の実施
- ・徴収嘱託員と収納担当者との連携の強化
- ・所得未申告者の調査
- ・納付困難な世帯への減免制度の周知・活用
- ・未納が解消しない世帯に財産調査を実施し、「財産調査着手事前通知書」や「差押処分実施通知書」を送付
- ・催告状の効果を高めるためのカラー化（黄色）

（３）被保険者資格適用の適正化

- ・医療保険未加入者や医療保険二重加入者等に対する広報

{	広報については、パンフレット配布、広報ひらつか、ホームページ、FM 湘南ナパサ 「健康福祉ふれあい広場」等の各広報メディアの活用
---	---
- ・居所不明の調査の強化
- ・番号法への適正な対応

（４）医療費適正化

- ・レセプト点検専門嘱託員によるレセプト内容点検の習熟度の向上
- ・「傷病原因調査一覧」を有効に活用し、第三者加害行為事故、労災事故等の発見に努める
- ・医療費通知を年４回実施
- ・ジェネリック医薬品差額通知を年３回実施
- ・ジェネリック医薬品差額通知のレイアウトの変更
（ジェネリック医薬品についてのQ&Aや変更した場合の効果額の例などが記載される）
- ・被保険者証の交付時に、裏面の臓器提供意思表示欄の個人情報保護のため、ジェネリック医薬品希望意思表示シールを配布
- ・療養費支給申請書の二次点検及び被保険者調査を毎月実施
- ・療養費支給申請書の被保険者調査結果に基づく、療養費支給申請書の点検の充実を図る
（初検料算定の疑義がある申請書の返戻の実施）
- ・減額査定通知を年２回実施
- ・重複・多重受診者に対し、医療機関と連携し、保健師による適正受診への指導（同行受診を含む）を実施
- ・国保団体連合会へ必要があると認められるときは海外療養費の不正受給対策業務を委託し、海外療養費支給の適正化に努める
- ・不当利得の保険者間調整の実施

（５）保健事業の推進（特定健康診査・特定保健指導を含む）

- ・特定健康診査・特定保健指導実施計画（第２期）に基づく円滑な事業展開の実施
 - ◇特定健康診査・特定保健指導の認知度を上げ、受診率及び実施率を向上するための広報の充実（FM 湘南ナパサ「健康福祉ふれあい広場」での広報を年２回実施）
 - ◇個別通知する受診券やお知らせ文の改善
- ・特定健康診査未受診者対策
 - ◇ダイレクトメール（DM）による特定健康診査受診勧奨を年２回実施
（うち１回は受診率の低い年齢層には、他の年齢層とは別の内容のDMを送付）
- ・国民健康保険人間ドック実施機関の拡充を図る（特定健康診査関連事業として）
- ・国保データベースシステムによる医療費等の分析に基づいた生活習慣病対策のための保健事業の検討

- ・生活習慣病重症化予防事業の実施
 - 〔 特定健康診査の結果で、糖尿病の受診勧奨値である HbA1c 6.5%以上の受診歴等がない
方に対し、受診勧奨と保健指導を実施 〕
- ・関係部署（健康課（保健センター）、平塚市民病院）との連携
 - ◇特定保健指導（健康課）
 - 利用しやすい体制づくりと継続しやすいプログラムへの改善
 - ◇健康総合相談窓口（平塚市民病院）
- ・適切、時宜的なパンフレットの窓口配布

3 平成28年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要

(1) 平成28年度当初予算案の歳入歳出総額は、前年度比0.1ポイント、2,600万円の減少の338億5,500万円となります。平成30年度から都道府県を財政運営の主体とする国保改革が実施され、財政赤字の改善と保険税(料)負担の平準化を進めることとなりましたが、まずは平成28年度及び平成29年度の本市国民健康保険の財政安定化を図るため、保険税の全体の調定額が7.03%増となるよう税率改定した平成28年度当初予算案となっています。

(2) 歳入においては、国民健康保険税は前年度当初予算と比べて、一般被保険者分は2億4,899万円余増、退職被保険者等分は7,348万円余減となり、全体では1億7,550万円余増の65億2,907万円を計上しています。

国庫支出金は、定率国庫負担金である療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金等の交付見込額として57億5,686万円余を計上しています。

療養給付費交付金は退職者医療制度による交付金で、歳出の退職被保険者等に係る療養給付費等の保険給付費、後期高齢者支援金等に対する交付金見込額として8億5,073万円余を計上しています。

前期高齢者交付金は、平成22年度から平成27年度までの交付実績から推計して、78億2,627万円余を計上しています。

県支出金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、県財政調整交付金として16億6,816万円を計上しています。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金を合わせて75億591万円を計上しています。

繰入金は、法定繰入金とその他一般会計繰入金を計上しています。その他一般会計繰入金は、財政援助的な繰入金で、被保険者の負担を軽減し、国保財政の健全化を図る目的から、一般被保険者の保険給付費等に充てています。前年度当初予算と比べて3億9,766万円減の14億9,661万円余を計上しています。

(3) 歳出においては、保険給付費の一般被保険者分の療養給付費、高額療養費は、被保険者数は減少するものの、1人当たり保険者負担額は増加すると見込み、増で計上しています。また、退職被保険者等分の療養給付費、療養費、高額療養費は、対象となる元の人数が少ないことから退職被保険者等の人数の減少が大きく影響すると見込み、減で計上しています。保険給付費全体では前年度比0.2ポイント減少の200億3,882万円余を計上しています。

後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等は、平成22年度から平成27年度までの実績から推計し、後期高齢者支援金等が前年度比3.2ポイント減少の41億8,972万円余を、前期高齢者納付金等が前年度比30.5%ポイント減少の439万円余を計上しています。

老人保健拠出金は、老人保健制度が平成20年3月31日で廃止されていることから、精算処理の所要見込額を計上しています。

介護納付金は、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの介護保険2号被保険者数の減少と1人当たり負担額の伸び率、実績等を勘案し、前年度比7.8ポイント減少の14億5,788万円余を計上しています。

当初予算総括表(2)

平成28年度当初予算総括表

H28.1.25 単位 千円

科 目		歳 入		
		28年度当初	27年度当初	比 較
1	国民健康保険税	6,529,070	6,353,562	175,508 (102.8)
	一般被保険者国民健康保険税	6,369,376	6,120,379	248,997 (104.1)
	現年課税分	6,087,327	5,866,791	220,536 (103.8)
	一般被保険者医療給付費分現年課税分	4,603,666	4,420,306	183,360 (104.1)
	一般被保険者後期高齢者支援金分現年課税分	994,284	1,023,019	▲28,735 (97.2)
	一般被保険者介護納付金分現年課税分	489,377	423,466	65,911 (115.6)
	滞納繰越分	282,049	253,588	28,461 (111.2)
	一般被保険者医療給付費分滞納繰越分	208,203	184,438	23,765 (112.9)
	一般被保険者後期高齢者支援金分滞納繰越分	45,924	44,630	1,294 (102.9)
	一般被保険者介護納付金分滞納繰越分	27,922	24,520	3,402 (113.9)
	退職被保険者等国民健康保険税	159,694	233,183	▲73,489 (68.5)
	現年課税分	152,567	225,408	▲72,841 (67.7)
	退職被保険者等医療給付費分現年課税分	100,632	154,041	▲53,409 (65.3)
	退職被保険者等後期高齢者支援金分現年課税分	21,727	36,256	▲14,529 (59.9)
	退職被保険者等介護納付金分現年課税分	30,208	35,111	▲4,903 (86.0)
	滞納繰越分	7,127	7,775	▲648 (91.7)
	退職被保険者等医療給付費分滞納繰越分	4,792	5,084	▲292 (94.3)
	退職被保険者等後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,114	1,306	▲192 (85.3)
	退職被保険者等介護納付金分滞納繰越分	1,221	1,385	▲164 (88.2)
2	一部負担金	20	20	0 (100.0)
3	国庫支出金	5,756,865	5,580,769	176,096 (103.2)
	国庫負担金	5,230,660	5,186,719	43,941 (100.8)
	療養給付費等負担金(現年度分)	5,021,075	4,979,189	41,886 (100.8)
	療養給付費等負担金(過年度分)	10	10	0 (100.0)
	高額医療費共同事業負担金	173,719	176,776	▲3,057 (98.3)
	特定健康診査等負担金(現年度分)	35,846	30,734	5,112 (116.6)
	特定健康診査等負担金(過年度分)	10	10	0 (100.0)
	国庫補助金	526,205	394,050	132,155 (133.5)
	財政調整交付金	526,195	383,974	142,221 (137.0)
	災害臨時特例補助金	10	10	0 (100.0)
	事務費補助金		10,066	▲10,066
	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金			0
4	療養給付費等交付金	850,735	1,133,972	▲283,237 (75.0)
	療養給付費等交付金(現年度分)	850,725	1,133,962	▲283,237 (75.0)
	療養給付費等交付金(過年度分)	10	10	0 (100.0)
5	前期高齢者交付金	7,826,272	8,100,858	▲274,586 (96.6)
6	県支出金	1,668,160	1,642,496	25,664 (101.6)
	県負担金	209,565	207,510	2,055 (101.0)
	高額医療費共同事業負担金	173,719	176,776	▲3,057 (98.3)
	特定健康診査等負担金	35,846	30,734	5,112 (116.6)
	県補助金	1,458,595	1,434,986	23,609 (101.6)
	県財政調整交付金	1,458,595	1,434,986	23,609 (101.6)
				0
	連合会支出金			0
7	共同事業交付金	7,505,910	7,193,969	311,941 (104.3)
	高額医療費共同事業交付金	694,876	707,107	▲12,231 (98.3)
	保険財政共同安定化事業交付金	6,811,034	6,486,862	324,172 (105.0)
8	財産収入	4	4	0 (100.0)
9	繰入金	3,241,289	3,402,802	▲161,513 (95.3)
	保険基盤安定繰入金	1,238,045	942,107	295,938 (131.4)
	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	801,735	768,977	32,758 (104.3)
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	436,310	173,130	263,180 (252.0)
	職員給与等繰入金	334,483	381,599	▲47,116 (87.7)
	出産育児一時金等繰入金	86,800	99,120	▲12,320 (87.6)
	国保財政安定化支援事業繰入金	85,349	85,704	▲355 (99.6)
	その他一般会計繰入金	1,496,612	1,894,272	▲397,660 (79.0)
10	繰越金	450,000	450,000	0 (100.0)
11	諸収入	26,675	22,548	4,127 (118.3)
	延滞金、加算金及び過料	4,530	1,230	3,300 (368.3)
	一般被保険者延滞金	4,500	1,200	3,300 (375.0)
	退職被保険者等延滞金	10	10	0 (100.0)
	一般被保険者加算金	10	10	0 (100.0)
	退職被保険者等加算金	10	10	0 (100.0)
	雑入	22,145	21,318	827 (103.9)
	一般被保険者第三者納付金	20,392	19,768	624 (103.2)
	退職被保険者等第三者納付金	40	40	0 (100.0)
	一般被保険者返納金	1,002	795	207 (126.0)
	退職被保険者等返納金	10	10	0 (100.0)
	指定公費負担医療立替交付金	696	700	▲4 (99.4)
	老人保健拠出金還付金	5	5	0 (100.0)
	歳入合計	33,855,000	33,881,000	▲26,000 (99.9)

当初予算総括表(2)

当初予算総括表(2)

平成28年度当初予算総括表

H28.1.25 単位 千円

歳 出				
科 目	28年度当初	27年度当初	比 較	
1 総務費	334,483	392,043	▲57,560 (85.3)	
総務管理費	260,695	277,129	▲16,434 (94.1)	
一般管理費	259,373	275,373	▲16,000 (94.2)	
職員給与費	191,841	205,214	▲13,373 (93.5)	
国民健康保険庶務事業	67,532	70,159	▲2,627 (96.3)	
連合会負担金	1,322	1,756	▲434 (75.3)	
徴税費	72,879	114,005	▲41,126 (63.9)	
運営協議会費	909	909	0 (100.0)	
2 保険給付費	20,038,821	20,072,848	▲34,027 (99.8)	
療養諸費	17,528,970	17,660,281	▲131,311 (99.3)	
一般被保険者療養給付費	16,637,323	16,550,389	86,934 (100.5)	
退職被保険者等療養給付費	594,633	826,399	▲231,766 (72.0)	
一般被保険者療養費	240,632	235,451	5,181 (102.2)	
退職被保険者等療養費	7,413	8,999	▲1,586 (82.4)	
審査支払手数料	48,969	39,043	9,926 (125.4)	
高額療養費	2,356,535	2,240,162	116,373 (105.2)	
一般被保険者高額療養費	2,266,223	2,118,483	147,740 (107.0)	
退職被保険者等高額療養費	89,357	120,638	▲31,281 (74.1)	
一般被保険者高額介護合算療養費	573	694	▲121 (82.6)	
退職被保険者等高額介護合算療養費	382	347	35 (110.1)	
移送費	500	500	0 (100.0)	
一般被保険者移送費	300	300	0 (100.0)	
退職被保険者等移送費	200	200	0 (100.0)	
出産育児諸費	130,266	148,755	▲18,489 (87.6)	
出産育児一時金	130,200	148,680	▲18,480 (87.6)	
支払手数料	66	75	▲9 (88.0)	
葬祭諸費	22,550	23,150	▲600 (97.4)	
3 後期高齢者支援金等	4,189,725	4,330,227	▲140,502 (96.8)	
後期高齢者支援金	4,189,341	4,329,867	▲140,526 (96.8)	
後期高齢者関係事務費拠出金	384	360	24 (106.7)	
4 前期高齢者納付金等	4,395	6,324	▲1,929 (69.5)	
前期高齢者納付金	4,050	5,969	▲1,919 (67.9)	
前期高齢者関係事務費拠出金	345	355	▲10 (97.2)	
5 老人保健拠出金	300	300	0 (100.0)	
老人保健医療費拠出金	100	100	0 (100.0)	
老人保健事務費拠出金	200	200	0 (100.0)	
6 介護納付金	1,457,886	1,581,364	▲123,478 (92.2)	
7 共同事業拠出金	7,531,589	7,193,989	337,600 (104.7)	
高額医療費共同事業拠出金	694,876	707,107	▲12,231 (98.3)	
保険財政共同安定化事業拠出金	6,836,703	6,486,862	349,841 (105.4)	
その他共同事業事務費拠出金	10	20	▲10 (50.0)	
8 保健事業費	259,791	255,689	4,102 (101.6)	
保健事業費	33,687	35,707	▲2,020 (94.3)	
保健普及事業	13,987	16,007	▲2,020 (87.4)	
病院事業費	19,700	19,700	0 (100.0)	
特定健康診査等事業費	226,104	219,982	6,122 (102.8)	
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	211,094	205,007	6,087 (103.0)	
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	15,010	14,975	35 (100.2)	
9 基金積立金	4	4	0 (100.0)	
10 諸支出金	33,006	43,212	▲10,206 (76.4)	
償還金及び還付加算金	32,310	42,512	▲10,202 (76.0)	
一般被保険者保険税還付金	29,400	37,880	▲8,480 (77.6)	
退職被保険者等保険税還付金	930	2,116	▲1,186 (44.0)	
償還金(国県支出金返還金)	5	5	0 (100.0)	
償還金(特別返還金)			0	
一般被保険者還付加算金	1,910	2,406	▲496 (79.4)	
退職被保険者等還付加算金	60	100	▲40 (60.0)	
療養給付費等交付金返還金	5	5	0 (100.0)	
指定公費負担医療立替金	696	700	▲4 (99.4)	
11 予備費	5000	5000	0 (100.0)	
歳 出 合 計	33,855,000	33,881,000	▲26,000 (99.9)	

当初予算総括表(2)

参 考

主な医療制度改革（平成 18 年度以降）について ～ 国民健康保険関係を抜粋 ～

1 平成 18 年 4 月 1 日施行

○国保財政基盤安定化策の継続

- ・高額医療費共同事業

高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するために、都道府県単
位で財政リスクを分散する事業

交付基準が 1 件 70 万円以上から 80 万円以上に引き上げられる。

負担区分 市町村国保 1/2、都道府県 1/4、国 1/4

- ・保険者支援制度（保険基盤安定制度）

市町村国の財政基盤を強化するために、低所得者を多く抱える保険者を財政
的に支援する制度

負担区分 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

2 平成 18 年 10 月 1 日施行

○現役並み所得を有する高齢者の患者負担の見直し

- ・現役並み所得者の 70 歳以上の高齢者の自己負担は 3 割（従来は 2 割）

○療養病床に入院する高齢者の食費・住居費の見直し（生活療養費標準負担額）

- ・対象者 療養病床に入院する 70 歳以上の高齢者
- ・負担額 食 費 食材料費及び調理コスト相当を負担
住居費 光熱水費相当を負担

平成 18 年 9 月まで

平成 18 年 10 月から

	食費（一食単位）		食費（一食単位）	住居費（日額）
現役並み 所得者	260 円	⇒	460 円*	320 円
一 般	260 円		460 円	320 円
低所得者Ⅱ	210 円 [160 円]		210 円	320 円
低所得者Ⅰ ②	100 円		130 円	320 円
低所得者Ⅰ ①	—		100 円	0 円

* 保険医療機関の施設基準等により、420 円となる場合もあります。

※ [] 内は入院 4 か月目以降の負担額

※ 入院医療の必要性の高い患者（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者
や脊椎損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等の患者）については、現行ど
おり食材料費相当のみの負担となります。

○高額療養費の基準額（自己負担限度額）の引き上げ

高額療養費の自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ、賞与を含む報酬
総額に見合った水準に引き上げる。

- ・自己負担限度額

70 歳未満

住民税非課税 35,400 円（据え置き）

一 般 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %

上位所得者 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1 %

(基礎控除後の所得 600 万円以上)

合算対象基準額 一律 21,000 円

70 歳以上 (老健も同じ)

個人単位

現役並み所得者 44,400 円

一般 12,000 円 (据え置き)

低所得者Ⅱ 8,000 円 (据え置き)

低所得者Ⅰ 8,000 円 (据え置き)

世帯単位

現役並み所得者 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %

一般 44,400 円

低所得者Ⅱ 24,600 円 (据え置き)

低所得者Ⅰ 15,000 円 (据え置き)

※ 現役並み所得者 同一世帯に課税所得が 145 万円以上の所得がある 70 歳以上の国保被保険者又は老人保健対象者がいる人

(年収で単身世帯 383 万円以上、複数世帯 520 万円以上)

ただし、課税所得が 213 万円未満の方、若しくは年収が単身世帯 484 万円、複数世帯で 621 万円に満たない人で申請した方は一般として取扱われる。(経過措置)

低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税である人

低所得者Ⅰ 同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の人

(同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を 80 万円として計算)を差し引いたときに 0 円となる人)

○保険財政共同安定化事業の創設

都道府県内の市町村国保間の保険料(税)の平準化、財政の安定化を図るため、国保団体連合会を実施主体として市町村国保の拠出により、1 件 30 万円を超える一般被保険者の医療費の 8 万円を超える部分について、定率の交付金を交付するという保険財政共同安定化事業を創設

○現金給付の見直し

少子化対策等の観点も踏まえ、給付の重点化を図ることとし、国が被用者健康保険等の出産育児一時金及び家族出産育児一時金を引き上げ、葬祭費を引き下げたのと同様の措置を行った。

・ 出産育児一時金 (30 万円 → 35 万円)

・ 葬祭費 (一律 5 万円に引き下げ (本市国保は 7 万 5 千円 → 5 万円))

3 平成 19 年 4 月 1 日施行

○70 歳未満の入院患者に係る高額療養費の現物給付化

高額療養費の自己負担限度額は、所得により複数の区分があることから、医療機関窓口でその区分を明らかにするため、被保険者の申請により、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付し、医療機関窓口で提出させることにより現物給付化し、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめる。

4 平成 20 年 4 月 1 日施行

○後期高齢者（75 歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の創設

後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成 20 年度に後期高齢者医療広域連合を実施主体とした後期高齢者医療制度が創設され、老人保健法による医療制度は廃止された。

従来、被用者保険ないし国民健康保険に加入していた 75 歳以上（一定の障がいをもつ 65 歳以上）の者は、原則として後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に移行した。

後期高齢者の保険料（1 割）、国保・被用者保険からの加入者数に応じた後期高齢者医療支援金（約 4 割）及び公費（約 5 割）を財源とする。

○後期高齢者支援金等課税額の創設、

国民健康保険税に既存の基礎課税額（医療給付費分）、介護納付金課税額のほかにもう 1 つ後期高齢者支援金等課税額を設ける。

（平成 19 年度まで）

（国民健康保険税）＝（医療給付費分）＋（介護納付金分）

（平成 20 年度以降）

（国民健康保険税）＝（医療給付費分）＋（後期高齢者支援金等分）＋（介護納付金分）

○後期高齢者医療制度の実施が円滑に図られるよう、講じられる国民健康保険税の軽減措置等

- ・軽減を受けている世帯の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより世帯の国保被保険者が減少しても、5 年間、従前と同様の国民健康保険税の軽減が受けられるようにする。
- ・被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより国保が単身世帯となる者について、5 年間、基礎課税額（医療給付費分）及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を半額とする。
- ・被用者保険の本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者が国保被保険者となる場合、2 年間、後期高齢者医療制度と類似の国民健康保険税緩和措置講ずるため、条例により減免する。

○前期高齢者（65 歳～74 歳）の医療費に係る財政調整制度の創設

65 歳から 74 歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、前期高齢者の偏在による保険間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、各保険者の加入者数に応じてこれを調整する制度が創設された。

○現行の退職者医療制度は廃止（平成 26 年度まで経過措置）

現行制度からの円滑な移行を図るため、平成 26 年度までの間における 65 歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度を存続させる経過措置を講ずる。

○70 歳～74 歳の高齢者（現役並み所得者を除く）の患者負担見直し（1 割→2 割）

高齢受給者の一部負担金を原則 1 割から原則 2 割に引き上げた。

（現役並み所得者は平成 18 年 10 月から 3 割負担）

※ 70 歳～74 歳の医療費自己負担増（1 割→2 割）を平成 23 年 3 月 31 日まで凍結することになりました。具体的には、「保険給付は 8 割」とし、新たな公費負担医療（「指定公費負担医療」）により対応されています。

（現役並み所得者は平成 18 年 10 月から 3 割負担）

○70歳以上75歳未満の高齢者の自己負担限度額の見直し（平成20年度は凍結された）
 所得区分で一般に区分される者の自己負担限度額を70歳未満の者（80,100円）
 と75歳以上の者（44,400円）の中間水準（62,100円）に設定する。

外来（個人ごと）は、24,600円（現行12,000円）になる。

○療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の見直し（生活療養費標準負担額）

～ 新たな高齢者医療制度の創設に伴う措置 ～

対象者 療養病床に入院する65歳以上70歳未満の高齢者

○乳幼児の患者負担軽減（2割負担）措置の拡大（3歳未満→義務教育就学前）

○高額医療・高額介護合算制度の創設

医療保険及び介護保険の自己負担限度額が著しく高額になる場合に負担を軽減する仕組みを設ける。

・自己負担限度額

■自己負担限度額（年額・毎年8月～翌年7月）

所得区分	70歳未満	所得区分	70～74歳	所得区分	後期高齢者医療制度
上位所得者	126万円	現役並み所得者	67万円	現役並み所得者	67万円
一般	67万円	一般	56万円	一般	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	低所得者Ⅰ	19万円

経過措置

■自己負担限度額（平成20年4月～平成21年7月）

所得区分	70歳未満	所得区分	70～74歳	所得区分	後期高齢者医療制度
上位所得者	168万円	現役並み所得者	89万円	現役並み所得者	89万円
一般	89万円	一般	75万円	一般	75万円
住民税 非課税世帯	45万円	低所得者Ⅱ	41万円	低所得者Ⅱ	41万円
		低所得者Ⅰ	25万円	低所得者Ⅰ	25万円

■自己負担限度額の計算

- ・同一世帯でも国保、職場の健康保険、後期高齢者医療制度それぞれの医療保険で計算
 - ・70歳未満の人の医療費は、21,000円以上の自己負担額が対象
 - ・所得区分は、毎年7月31日時点の医療費の自己負担限度額で適用される区分を適用
 - ・同一世帯に70歳未満と70～74歳の人がある場合は、まず70～74歳の自己負担限度額を適用して残った自己負担額に、70歳未満の自己負担額を合算して70歳未満の自己負担限度額を適用
- また、70～74歳の人に医療費と介護費の自己負担がある場合のみ70～74歳の自己負担限度額を適用

○特定健康診査・特定保健指導の実施

医療保険者が40歳以上の75歳未満の加入者に対して、特定健康診査・特定保健指導を実施することになった。

○国民健康保険税（料）の年金からの特別徴収

神奈川県内の市町村国民健康保険は、横浜市と本市を除き平成 20 年 10 月から特別徴収を開始した。

本市は基幹システムのオープン化に伴い実施を猶予されていましたが、平成 22 年 10 月から年金からの特別徴収を実施した。

5 平成 21 年 1 月 1 日施行

○産科医療補償制度の創設

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設されました。

- ・産科医療補償制度の保険料相当額（3 万円）を上乗せして出産育児一時金（35 万円 + 3 万円 = 38 万円）を支給することになった。

6 平成 21 年 10 月 1 日施行

○国の緊急少子化対策で、平成 23 年 3 月 31 日までの特例措置として出産育児一時金を 4 万円引き上げて 42 万円（産科医療補償制度該当外の場合は 39 万円）とするとともに、直接支払制度が導入された。

※4 万円のうち、2 分の 1 は国が補助金を交付する。

7 平成 22 年 4 月 1 日施行

○非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置の創設

倒産・解雇などによる離職者（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職者（特定理由離職者）に対して、申告により国民健康保険税（料）算定について前年の給与所得をその 100 分の 30 とみなして行います。軽減期間は離職日の翌日から翌年度末までの期間になる。

8 平成 23 年 1 月 1 日施行

○「特定活動」の在留資格で入国・在留する者のうち、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を目的として入国・在留するものは、国民健康保険の適用除外とする。

9 平成 23 年 4 月 1 日施行

○出産育児一時金の 42 万円（産科医療補償制度該当外の場合は 39 万円）の恒久化措置

※平成 23 年度の国庫補助は 1 万円（平成 24 年度以降はなし）

10 平成 24 年 4 月 1 日施行

○外来患者に係る高額療養費の現物給付化

従来入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額を超える場合、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関等に高額療養費を支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる。

○市町村に対する国庫負担割合及び都道府県負担割合の変更

市町村が行う国民健康保険における保険給付費等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合を 7%から 9%に引き上げるとともに、これに応じて、当該費用に対する国の療養給付費等負担金の割合を 34%から 32%に引き下げる。

1.1 平成 24 年 7 月 9 日施行

○改正住民基本台帳法の施行に伴う外国人の国民健康保険の加入要件の変更

国民健康保険の被保険者となる外国人は、外国人登録法に基づく登録を受け、「1年以上の在留期間を決定されたもの」とされていましたが、外国人登録法が廃止され、適法に3か月を超えて在留する外国人で、日本国内に住所を有する者は住民基本台帳法の適用対象とされることとなるとともに、国民健康保険の被保険者となるとされた。

1.2 平成 25 年 4 月 1 日施行

○地方税法の一部改正に伴う特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等

国民健康保険税に関し、平成 20 年 4 月に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴ってとられた保険税の軽減特例措置の延長等の2点についての改正

- ・すでに軽減を受けている世帯で、国保から後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者が減少しても、国保の被保険者でなくなった者を含めて軽減判定所得の算定をすることとしている特例を恒久化する。
- ・二人世帯で一人が後期高齢者医療制度へ移行し、もう一人が国保に残った世帯について、世帯別平等割額を最初の5年間は2分の1を減額するこれまでの措置に加え、その後3年間は4分の1を減額する。

1.3 平成 26 年 4 月 1 日施行

○地方税法施行令の一部改正に伴う低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充

国民健康保険税の応益分保険税について実施している7割、5割、2割軽減のうち、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得を引き上げることにより対象を拡大する改正

- ・5割軽減の所得基準額の算定式は、「世帯主を除く被保険者数」が「被保険者数」となり、単身世帯も対象となるとともに、2人世帯以上の世帯は24万5千円軽減判定所得が引き上げられる。
- ・2割軽減の所得基準額の算定式は、「35万円」が「45万円」となり、世帯の被保険者等の人数1人につき、10万円が引き上げられる。

○70歳～74歳の被保険者に係る窓口負担の特例措置（現役並み所得者を除く）の見直し
特例措置により法律上2割の窓口負担が1割負担とされてきましたが、平成26年度からこの特例措置が見直される。

- ・平成26年4月2日以降新たに70歳に到達された方は、誕生日の翌月から窓口負担が2割となる。
- ・平成26年4月1日までに70歳に到達された方は、平成26年4月以降も窓口負担は1割のまま変わらない。

1.4 平成 27 年 1 月 1 日施行

○高額療養費の自己負担限度額の変更

平成26年度より70歳から74歳の者は特例措置が見直され、本則どおりに自己負担割合が2割となったが、高額療養費については、本則ではなく従来どおり特例措置が継続された。しかし、70歳未満については、特例措置の見直しと国民会議の議論を踏まえ、応能負担を強化する観点から、70歳未満の者の上位所得区分及び一般所得者区分について細分化された。

平成 26 年 12 月まで (70 歳未満)

区 分	月単位の限度額	多数回該当
上位所得者 (旧ただし書所得 600 万円超)	150,000 円 + (医療費の総額 - 500,000 円) × 1 %	83,400 円
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
低所得者 (住民税非課税)	35,400 円	24,600 円

平成 27 年 1 月より (70 歳未満)

区 分	月単位の限度額	多数回該当
旧ただし書所得 901 万円超	252,600 円 + (医療費の総額 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円
旧ただし書所得 600 万円超～901 万円以下	167,400 円 + (医療費の総額 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円
旧ただし書所得 210 万円超～600 万円以下	80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
旧ただし書所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
低所得者 (住民税非課税)	35,400 円	24,600 円

○高額介護合算療養費の自己負担限度額の変更

高額療養費の自己負担限度額の見直しに伴い、70 歳未満の者の上位所得区分及び一般所得者区分について細分化された。

平成 26 年 7 月まで (70 歳未満)

区 分	限度額 (25 年 8 月から 26 年 7 月)
上位所得者 (旧ただし書所得 600 万円超)	1,260,000 円
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	670,000 円
低所得者 (住民税非課税)	340,000 円

平成 27 年 8 月以降 (70 歳未満)

区 分	限度額 (平成 26 年 8 月～7 月)	限度額 (平成 27 年 8 月以降)
旧ただし書所得 901 万円超	1,760,000 円	2,120,000 円
旧ただし書所得 600 万円超～901 万円以下	1,350,000 円	1,410,000 円
旧ただし書所得 210 万円超～600 万円以下	670,000 円	670,000 円
旧ただし書所得 210 万円以下	630,000 円	600,000 円
低所得者 (住民税非課税)	340,000 円	340,000 円

15 平成27年4月1日施行

○地方税法施行令の一部改正に伴う低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

国民健康保険税の応益分保険税について実施している7割、5割、2割軽減のうち、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得を引き上げる改正

- ・5割軽減の所得基準額の算定式は、「24万5千円」が「26万円」となり、世帯の被保険者等の人数1人につき、1万5千円が引き上げられる。
- ・2割軽減の所得基準額の算定式は、「45万円」が「47万円」となり、世帯の被保険者等の人数1人につき、2万円が引き上げられる。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

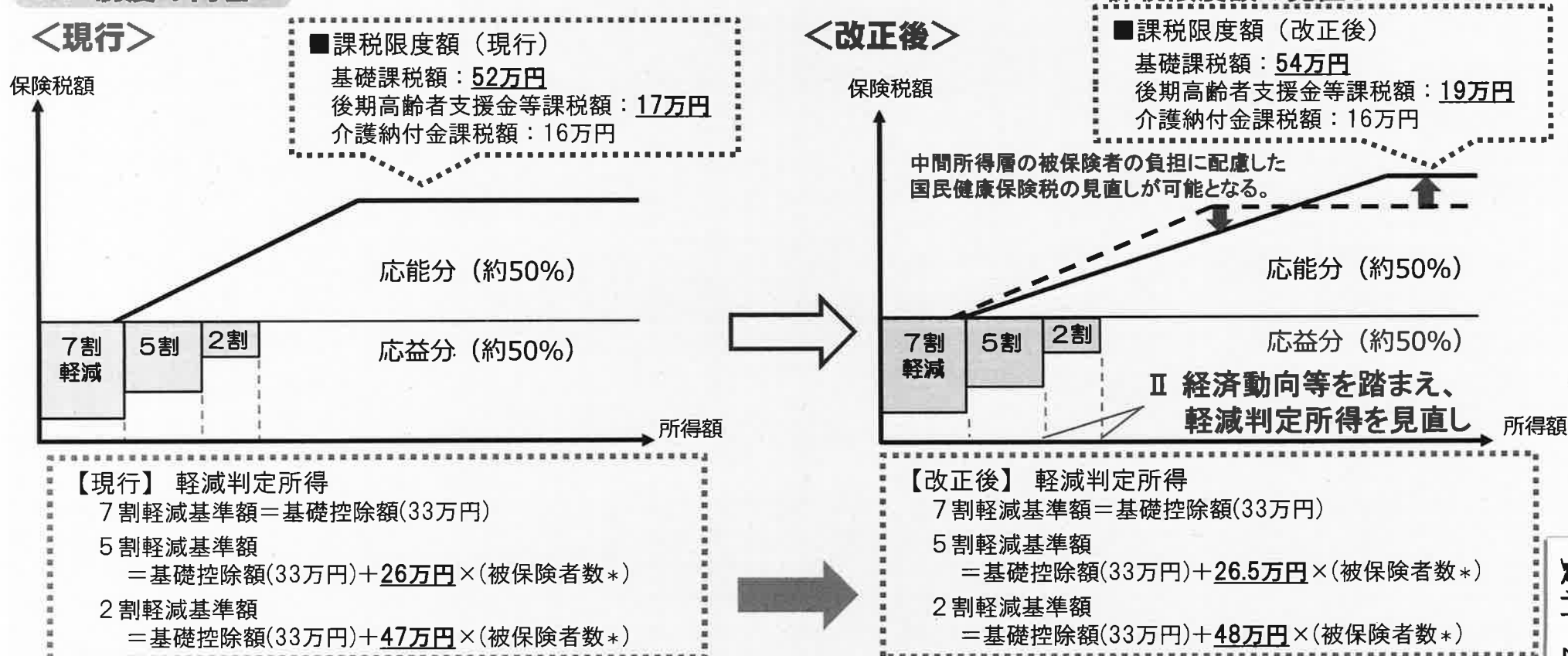
国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を54万円（現行52万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（現行17万円）に引き上げる。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26.5万円（現行26万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を48万円（現行47万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。